

初診時選定療養費 改定のお知らせ

当院では、

初診時にかかりつけ医等からの「紹介状(診療情報提供書)をお持ちでない方」を対象に、「初診時選定療養費」(医療保険適用外)をご負担いただいております。
(一部例外あり)

平成30年4月 より、

当院における「初診時選定療養費」の金額を
次のとおり改定いたします。

現行

成人 (18歳以上)	3,240円
小児 (18歳未満又は 高校生まで)	1,620円

平成30年4月より

成人 (18歳以上)	5,400円
小児 (18歳未満又は 高校生まで)	1,620円

ただし、以下に該当する場合には「初診時選定療養費」のご負担はありません。

- 他院からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちの方
- 緊急な診療(手術等)を実施された方
- 生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- 特定の疾患、障害などで各種の公費負担を受給されている方
- 今回の診療科は初めてだが、当院の別の診療科に現に通院中の方 等

独立行政法人国立病院機構
四国こどもとおとなの医療センター院長